**中小企業等経営強化税制　生産性向上特別借置法等について**2018/6/6　改定

日本光学測定機工業会

事務局

TEL　03-3435-8083

**【税制の内容】**

**１．生産性向上設備投資税制**

**2017年3月31日までに納入された物までが適用になります。**

**※中小企業経営強化税制との併願も3/31納入分までで、拡大品目には対応できません。**

**２．中小企業経営強化税制**

**中小企業等経営強化法（国税）の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書を発行いたします。**

**対象品目）**

**機械装置（160万円以上）ソフトウエア（70万円以上）、器具備品（30万円以上）、**

**建設付属設備（60万円以上）です。**

**様式１は、2018年6月6日施行の下記生産性向上特別借置法と兼用できるように改訂されました。**

**３．生産性向上特別借置税制**

**2018年6月6日施行の生産性向上特別借置法（地方税）の施行に伴い、先端設備等に**

**係る生産性向上要件証明書を発行いたします。**

**※この証明書は　２項の中小企業経営強化法と兼用で使用できますので、1枚で兼用してください。**

**各税制ごとに別々の申請は不要です。**

**但し、1月1日から12月31日までが申請年度ですので、年度変われば証明書の申請し直しです。**

**また、この法律は、地方税対応の為、地方自治体により、開始時期、税制内容が異なる場合が**

**ある事に注意して下さい。**

**対象品目）**

**２項の中小企業経営強化法と同じです。**

【工業会の対応】

１．生産性向上設備税制の証明書は従来通り、

2017年3月31日納入分までの製品については、引き続き証明書発行手続きいたします。

但し手数料を以下の様にさせて頂きます。

・会員　1,000円/1件（税込）

・一般　4,000円/1件（税込）

２．中小企業経営強化税制及び生産性向上特別借置税制

証明書の様式1,2が提出必要です。

内容としては以下の2通りになります。

・従来と同じく、１品種、１納入先を記載とした様式１、様式２での申請

・生産性向上特別借置法の施行に伴い、様式１の記載内容が少々変更されています。

　 ※新生年月日は和暦から西暦に変更されています。

※チェックリスト（様式２）記載内容（販売開始年度等）も記載する。

・型式確認用証明書の発行【追加】

　 　この型式認定は、多数納入が想定される商品について、必要と想定される枚数の証明書を

　事前に発行してもらうシステム

　 　申請は、様式１、様式２で、様式１は、必要枚数分となります。

①型式認定用　様式１が新規追加

・記載内容は、従来とほぼ同じになりますが、納入場所が未記入での申請と成ります。

・最大１年間の有効期間。申請日からその年の12/31迄が有効期間と成りその年度を記載

・申請必要数の様式１を用意しその一枚一枚にシリアル番号を記載する。

（シリアル番号の記載は、申請メーカーにお願いする）

・申請頂いた様式１は、内容確認後、すべて押印の後　申請メーカーに返却いたします。

・申請メーカーは、要求のあった顧客に対して、納入場所等を記載し証明書を発行。

・申請メーカーは、証明書の発行経過を毎月工業会に報告し工業会は状況を管理する。

・年末になり余った証明書は工業会が回収し処分。

②様式２

　従来方式、型式方式とも同じ様式です。

**・様式１の記載内容について**

**①減価償却資産の種類**

**当工業会申請の場合は、『器具及び備品』、または『機械及び装置』の記載に成ります。**

**②設備の種類又は細目**

**『器具及び備品』の時は、『光学測定機器』と記載してください。**

**『機械及び装置』の時は、『業務用機械器具・製造業用設備』と記載してください。**

・手数料について

　　 　 ・会員　1,000円/1件（税込）

・一般　4,000円/1件（税込）

　　　 ※１．型式認定の場合は、最初に申請頂いた枚数分の手数料（4枚なら4件分）を

　　　請求します。

　　　 ※２．生産性向上設備税制との併願は従来通り半額とする。

　　　 ※３．別途頂いていた。消費税分は無しとします。

　　　　 ※４．生産性向上設備税制との併願の場合の書類について補足

　　　 　　2017年3月31日までに納入されたものの申請は、できれば新様式での申請を

　　　お願いします。

　　　 　　2017年4月1日以降の納入品については、併願自体が法律上ございません。

以上